



秋田県公報

目次

告示

- 公の施設の指定管理者の指定(三・自然保護課)……………1
- 地籍調査の成果の認証(四・農山村振興課)……………1
- 道路の供用開始(五・六・道路課)……………1
- 開発行為に関する工事の完了(七・平鹿地域振興局建設部)……………1
- 選挙管理委員会告示
 - 公職選挙執行規程の一部を改正する規程(一)……………2
- 公安委員会告示
 - 警備員指導教育責任者に係る講習会の実施(三・生活安全企画課)……………2
- 収用委員会公示送達
 - 土地収用事件裁決書の公示送達……………2

告 示

秋田県告示第三号
 秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十七年秋田県条例第三号)第六条の規定により、次のとおり秋田県営秋田駒ヶ岳情報センターの指定管理者を指定したので、同条例第八条の規定に基づき、公告する。
 平成十九年一月九日

- 一 指定管理者の住所及び名称
 仙北市田沢湖田沢字潟前七十八番地
 株式会社アロマ田沢湖
- 二 指定の期間
 平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

秋田県告示第四号
 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の

規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年一月九日

秋田県知事 寺田典城

- 一(一) 調査を行った者の名称
 横手市
- 一(二) 成果の名称
 横手市の地籍図及び地籍簿
 測量及び調査を行った地域
 横手市大森町八沢木の一部
 実施年度及び認証面積
 平成十八年度
- 一(三) ○・三四平方キロメートル
 認証年月日
 平成十八年十二月二十五日
- 一(四) 調査を行った者の名称
 大館市
- 一(五) 成果の名称
 大館市の地籍図及び地籍簿
 測量及び調査を行った地域
 大館市粕田・花岡町の各一部
 実施年度
 平成十七年度及び平成十八年度
- 一(六) ○・五二平方キロメートル
 認証年月日
 平成十八年十二月二十五日
- 一(七) 調査を行った者の名称
 南秋田郡八郎潟町
- 一(八) 成果の名称
 南秋田郡八郎潟町の地籍図及び地籍簿
 測量及び調査を行った地域
 南秋田郡八郎潟町浦大町の一部
 実施年度及び認証面積
 平成十七年度及び平成十八年度
- 一(九) ○・〇九平方キロメートル
 認証年月日
 平成十八年十二月二十五日

秋田県告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十九年一月九日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	根瀬尾去沢線	鹿角市八幡平字浦田三七番一から字浦田三六番まで

- 一 供用開始の区間
- 二 供用開始の期日 平成十九年一月九日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路課
 - (二) 期間 平成十九年一月九日から同月二十二日まで

秋田県告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十九年一月九日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	根瀬尾去沢線	鹿角市八幡平字長内三八番から字長内二五番まで

- 一 供用開始の区間
- 二 供用開始の期日 平成十九年一月九日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路課
 - (二) 期間 平成十九年一月九日から同月二十二日まで

秋田県告示第七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十六年一月二十六日付け指令平建一六四四一四で許可した開発行為(三工区)に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十九年一月九日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 横手市前郷字下三枚橋二百六十九番地

横手市長 五十嵐 忠 悦

二 開発区域(三工区)に含まれる地域の名称
横手市十文字町字上佐吉開三十七番一

選挙管理委員会告示

秋選管告示第一号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成十九年一月九日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程
公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者支援施設」に、「別表第二」別表第三及び別表第四」を「から別表第四」に改める。

別表第三中「指定身体障害者更生援護施設」を「指定身体障害者支援施設」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第3号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条に規定する講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定に基づき、公示する。
平成19年1月9日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

- 1 講習に係る警備業務の区分
- 2 実施期間
平成19年2月14日(水)から同月16日(金)までの3日間
- 3 実施場所
秋田市寺内神屋敷3番1号

- 4 秋田県青少年交流センター
受講定員
30人(定員に達した場合は、申込みの受付を打ち切る。)
- 5 受講資格者
警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証(以下「旧資格者証」という。)を保有する者
- 6 受講申込手続

- (1) 受付期間
平成19年1月15日(月)から同月19日(金)までの午前9時から午後5時までの間
- (2) 受付場所
県内の各警察署
- (3) 提出書類
ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書
イ 旧資格者証の写し
ウ 代理人が提出する場合は、本人からの委任状
エ 講習手数料
14,000円
- 7 講習手数料
- 8 その他

- (1) 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。
- (2) 講習には、筆記用具を持参すること。
- (3) 各講習とも、講習終了後、筆記方式の修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- (4) 講習の詳細については、秋田県警察本部生活安全企画課(電話018-863-1111内線3043、3044)又は最寄りの警察署生活安全課に問い合わせること。

収用委員会公示送達

収用委員会公示送達
土地収用法施行令(昭和二十六年政令第三百四十二号)第五条第二項の規定により、次のとおり公示送達を行う。
なお、送達すべき書類は、当収用委員会事務局(秋田県建設交通部建設管理課)に保管し、送達を受けるべき者についても交付する。受領しなかつた者は、平成十九年一月三十日をもってその書類の送達があったものとみなされる。
平成十九年一月九日

秋田県収用委員会会長 豊 口 祐 一

一 事件名
秋田都市計画道路事業 三・四・十四号 川尻広面線に係る土地収用事件

二 送達すべき書類の名称
平成十八年十二月二十日付け秋収委一九十八「裁決書」

三 送達を受けるべき者
住所不明
秋田県秋田市旭北寺町百二十一番二の土地登記簿表題部所有者欄名義人 渡部善八郎 外三百二名

正 誤

ページ	段	行	誤	正
三二五		終りから八	樺川字山籠四〇	樺川字山籠四八
		一一		一一
		終りから八	(第七千四百四十三号)	掲載の秋田県告示第四百七十七号(道路の供用開始)
		六七八	五	樺川字山籠四十番ノ一
		五	樺川字山籠四十番ノ一	樺川字山籠四十番ノ一

一一	一八	樺川字山籠四	樺川字山籠四十
	終りから	十番一	八番一
	一九		

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松 原 印刷 株式会社
電話 862 8766 FAX 863 0005
Email: matsubara@natsubara-satsuco.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松 原 繁 雄

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松 原 繁 雄